

地方公共団体の財政の健全化(健全化判断比率・資金不足比率)

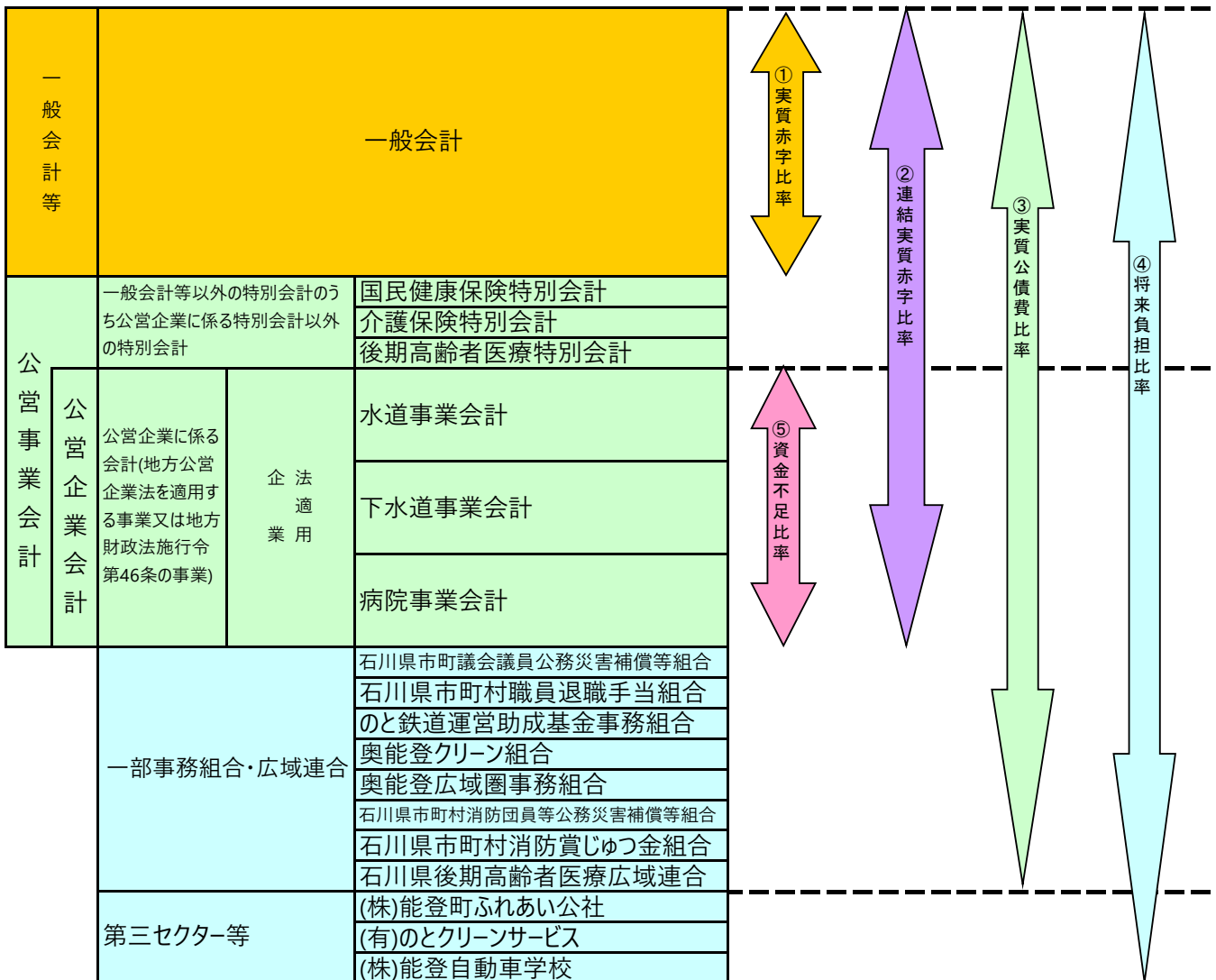
1 制度の背景

国民の暮らしを担う地方公共団体は、健全な財政を維持する経営の能力が問われています。しかし、一部の団体の著しい財政悪化が明らかになったように、従前の制度では事態が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題がありました。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が施行され、地方公共団体は健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業会計の⑤資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、意見を付けた上で、議会に報告し、公表しなければならないこととなりました。

従来の普通会計だけでなく、公営企業を含む全ての特別会計や一部事務組合、第三セクター等についても指標の対象となり、フロー指標（資金収支）とともにストック指標（資産、負債）についても着目し健全性を維持していくことが求められます。

なお、平成20年度決算から、指標のうち一つでも、早期健全化基準を超えれば自主的な改善努力による財政健全化を目的とし、議会の議決が必要な「財政健全化計画」を策定することとなり、さらに財政再生基準に達する指標が一つでもあれば、議会の議決を経て、総務大臣に協議し同意を求めることができる「財政再生計画」を策定し、国の関与による確実な再生を行なうこととなります。これは、分かりやすい財政情報を十分開示することや、地方公共団体の財政について早期に健全化を計れるようにすることなどを目的としています。

能登町の、これら比率の対象会計等を図示すると以下のとおりです。



2 算定結果（令和5年度決算）

（1） 早期健全化・再生に関する指標

区 分	能登町算定値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	- %	13.51 %	20 %
②連結実質赤字比率	- %	18.51 %	30 %
③実質公債費比率	4.0 %	25.0 %	35 %
④将来負担比率	1.6 %	350.0 %	

* - %は、赤字比率がない。

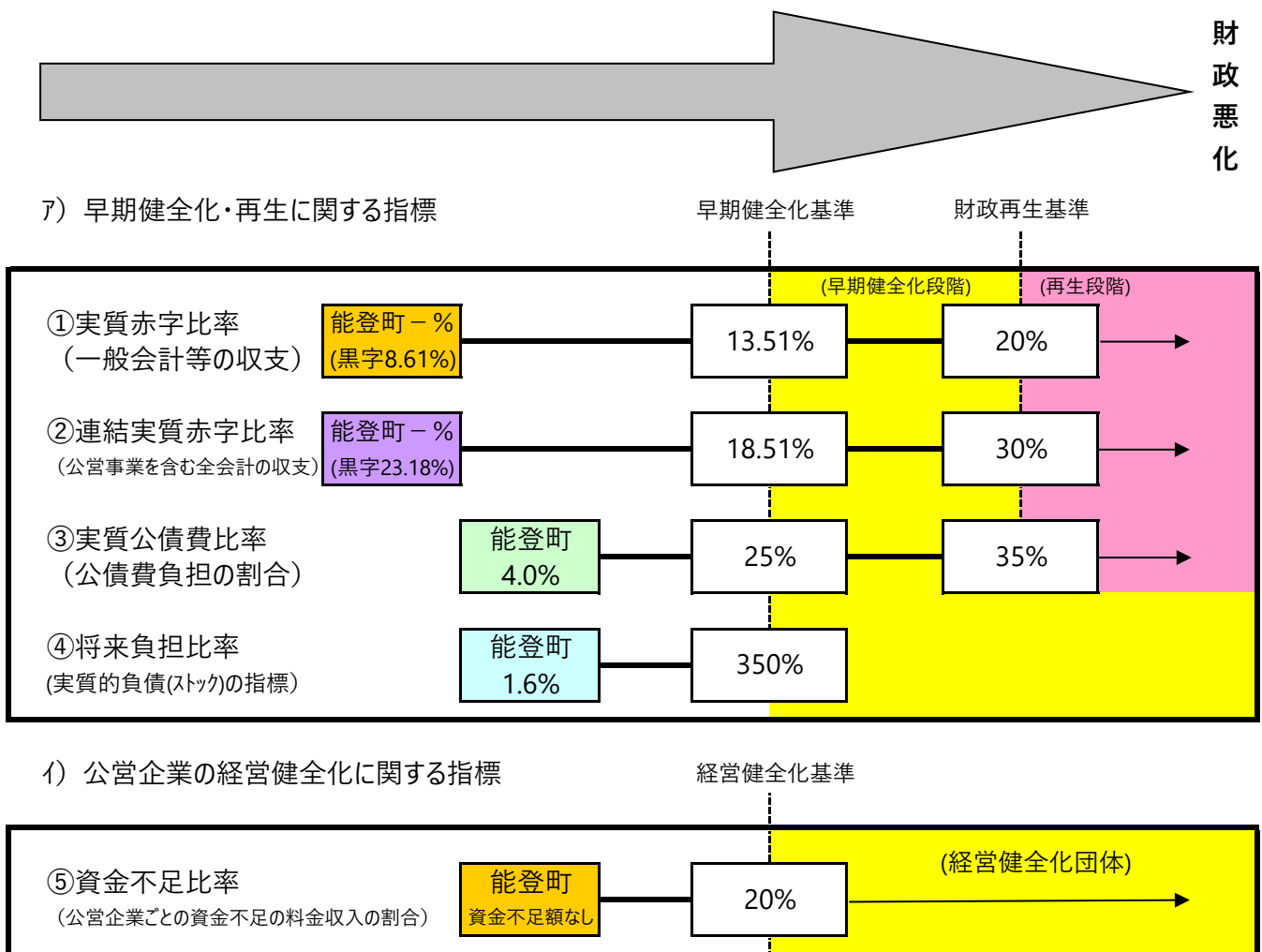
（2） 公営企業の経営健全化に関する指標

区 分	会 計 名	能登町算定値	経営健全化基準
⑤資金不足比率	水道事業会計	- %	20 %
	下水道事業会計	- %	20 %
	病院事業会計	- %	20 %

* - %は、資金不足比率がない。早期健全化基準は、公営企業ごとに判断する。

健全化指標と健全化基準との関係は以下のとおりです。

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



3 財政指標の内容と対象範囲

① 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加算した額）に対する比率です。

能登町の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当しないため「－％」と表示。なお、黒字額の標準財政規模に対する比率は8.61％となりました。

② 連結実質赤字比率

一般会計のほか、公営企業会計を含めた全ての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

能登町の一般会計等及び特別会計の実質赤字額及び公営企業会計の資金不足を合わせた、連結実質赤字比率は該当しないため「－％」と表示。

なお、黒字額の標準財政規模に対する比率は23.18％となりました。

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する公債費（一般会計の公債費、公営企業や一部事務組合への繰出金や補助費で公債費に準じる額、債務負担行為に基づく公債費に準ずるもの、一時借入金利子を合わせた額）から特定財源や交付税算入される部分を除いた金額を標準財政規模から交付税算入される部分を除いた額に対する割合。
※3カ年度（令和3・4・5年度決算）の平均値を用いる。

能登町の算定結果は、4.0％となりました。早期健全化基準（25％）や財政再生基準（35％）と比べても問題ない値です。

④ 将来負担比率

一般会計が将来負担する町債や債務負担行為などの実質的な負債に、公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めた実質的な負債額を加えた額から、充当可能な基金や特定財源、交付税算入見込額を除いた金額を標準財政規模から交付税算入される部分を除いた額の割合です。標準的な収入で何年分に相当するかを示しています。

⑤ 資金不足比率

公営事業の資金不足額の事業規模に対する比率で、公営企業の経営状況を示すものです。

能登町では、資金不足は発生しておらず、「－％」と表示。

4 結果

能登町の令和5年度決算に基づいて算定された、健全化判断比率(実質公債費比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)はいずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回り、公営企業においても資金不足額が発生していません。令和6年能登半島地震に起因する多額の起債発行が今後見込まれるため、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

また、実質公債費比率は1.8％未満であり、実質赤字や連結赤字が無く、将来負担比率が350％以下であることから、民間等資金債を発行する場合は、原則として協議が不要となり、事前の届出によることとなる協議不要対象団体であります。

総括表① 健全化判断比率の状況 (令和5年度決算)

Ver.05.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
174637	石川県	能登町	-	-	4.0	1.6

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.51	18.51	25.0	350.0
	9,039,456	35,143	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会計名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	779,111	8.6
小計		779,111	8.6
標準財政規模		9,039,456	100.0
実質赤字比率 (%)		-8.61	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	能登町国民健康保険特別会計	2,068	0.0
	能登町後期高齢者医療特別会計	37	0.0
	能登町介護保険特別会計	172,100	1.9

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	能登町水道事業会計	690,634	7.6
	能登町下水道事業会計	130,295	1.4
	能登町病院事業会計	321,422	3.6
宅 地 造 成 事 業			
法 非 適 用 企 業			
宅 地 造 成 事 業			
合 計		2,095,667	23.2
標準財政規模(再掲)		9,039,456	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-23.18	※

総括表④ 将来負担比率の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

団体名

石川県能登町

将来負担額

(単位: 千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
20,086,242	0	7,955,531	76,141	2,046,560	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

303 120 1 31

充当可能財源等

(単位: 千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
5,603,424	851,796	438,545	23,598,197

(分母比)

85 13 7 356

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A - B				将来負担比率 (%)
30,164,474	456	30,053,417	454	111,057	2			1.6
=								
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C - D				
9,039,456	137	2,419,042	37	6,620,414	100			